

職能団体との連携によるケアプラン点検実施要領

1 主旨

この要領は、水戸市介護給付費等適正化事業実施計画に位置付けられた職能団体との連携によるケアプラン点検の実施について、必要な事項を定める。

2 実施体制

水戸市及び職能団体の連携によるものとする。

※ 職能団体とは、一般社団法人茨城県介護支援専門員協会をいう。水戸市居宅サービス計画等適正化専門委員規則（平成30年水戸市規則第7号）の規定に基づき、市長は当該協会員の中から水戸市居宅サービス計画等適正化専門委員を選任するものとする。

3 実施方法及び対象

- (1) グループワークによるケアプラン点検 居宅介護支援事業所(介護予防支援事業所)におけるケアマネジメント
- (2) 個別ケアプラン点検 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護におけるケアマネジメント

4 実施方法

- (1) グループワークによるケアプラン点検
 - ア ケアプランの準備
市及び職能団体は、グループワークのための代表的ケアプランを準備する。
 - イ グループ編成
市は、対象となる居宅介護支援事業所と連絡調整し、参加者を確定する。
グループはファシリテーター（職能団体）1人、参加者4～5人で構成する。
 - ウ グループワークの実施
代表的ケアプランについて、ファシリテーターを中心に点検を行う。
月に2つのグループワークを実施する。
 - エ 点検結果の発表
グループで点検した結果について発表を行い、知見を共有する。
 - オ アンケート及び事業評価の実施
グループワーク終了後に行うアンケートを集計し、効果検証等の事業評価を行う。
- (2) 個別ケアプラン点検
 - ア 関係書類の提出依頼
市及び職能団体は、事業者に対して、ケアプラン点検に係る関係書類の提出を依頼する。（必要に応じて、ケアプラン点検の解説動画の視聴を案内する。）

イ 関係帳票類のマスキング作業及び送達

市は、ヒアリングを実施する概ね1週間前までに、事業者から提出された書類に係る個人情報（氏名・住所（町名を除く。）・電話番号・印影・生年月日（年齢を除く。）等）についてマスキングを施し、担当専門委員へ送付する。

ウ ケアプラン点検の実施

市及び職能団体は、事業所への訪問又はオンラインにより、ケアマネジャーに対するヒアリングの方法によって、ケアプラン点検を実施する。ヒアリングは、ケアプラン1件について2時間程度（うち30分は事業所からの質問に対応する。）とする。

5 結果の通知及び公表

(1) ケアプラン点検結果の通知

市及び職能団体は、必要に応じて、ケアプラン点検を実施した結果を取りまとめた通知を作成し、当該対象となった事業所へ送付する。

(2) ケアプラン点検結果の公表

市及び職能団体は、職能団体との連携によるケアプラン点検により得られた知見等について取りまとめ、メール等により各事業所あてに共有する。

6 目標指標

令和8年度は、ケアプラン点検参加事業所数が55事業所となるよう取り組む。

7 実施日程

3(1)については1回/月実施し、4～5事業所/月の参加を見込む。

3(2)については2回/月実施し、2事業所/月の参加を見込む。

いずれも8月は実施しない。